

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正の必要が認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	30	財援等監査	指摘事項	保育士宿舍借上げ支援事業における対象保育士の要件について	子ども未来部	保育事業課	<p>保育士宿舍借上げ事業における対象保育士の要件については、宝塚市保育士宿舍借上げ支援事業実施要綱第4条第1項第3号に「平成31年4月1日以降に対象法人に採用され、かつ採用された日から5年以内であること。」と規定されています。今回監査対象とした法人における当該要件の適否を個別確認したところ、社会福祉法人万年青友の会及び社会福祉法人サン福祉会において、平成31年4月1日より前に採用されている事例が5件、計1,093万円ありました。</p> <p>所管課である保育事業課から「毎年度当初に本事業の関係書類の提出を依頼する際に、実施要綱を添付した上で雇用契約書、辞令等、雇用開始日及び雇用形態が確認できる書類の提出を求めている。保育士の採用管理等は法人によって異なっており、当該求める書類の提出が困難な法人もあるが、各法人には本事業の主旨を理解した上で、可能な限りの書類を提出していただいていると認識している。」旨の説明を受けましたが、提出された書類では補助金を交付するかどうかの判断に必要となる、「採用された日」の確認が困難であったのではないかと考えます。</p> <p>今回の5件の事例については返還請求するとのことですが、対象保育士の要件確認を確実に行ってください。</p>	各保育園に対して本事業の関係書類の提出依頼をする際、通知文の中に「※新たに対象保育士とする方がいる場合、当該保育士が貴法人に採用された当初の年月日を確認できる書類の提出が必要です。なお、同一法人内の異動や雇用形態の変更（非常勤職員→正規職員など）は新規採用扱いにはなりません。」という文言を加えるとともに、保育事業課内部での確認の徹底を行います。

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	24	定期監査	意見	平井児童館運営補助金について	子ども未来部	子ども家庭支援センター	<p>平井児童館運営補助金は、地域における児童館の運営の安定を図ることを目的として、宝塚市平井児童館運営補助に関する要綱（以下「運営補助要綱」という。）に基づき、平井児童館の運営者である平井財産区に対して運営に要する人件費の一部を予算の範囲内で補助するもので、令和5年度は250万円が交付されています。</p> <p>当該補助金の支出根拠である人件費の内容及びその適正性の確認方法について所管課に確認したところ、「人件費の内容は平井財産区から提出された補助事業実績報告書添付の収支決算書に記載されており、適正性は平井財産区の監査が正確かつ適正に処理されていることを認めていることをもって確認している。」旨の説明を受けました。</p> <p>補助金等の取扱いに関する規則第13条は、「補助事業者等は、補助事業等実績報告書に、決算書又は精算書及びその他市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しており、運営補助要綱上も同様の規定があります。</p> <p>当該補助金の支出に当たっては、補助対象経費である人件費の内容及び適正性について、必要に応じて平井財産区に根拠資料の提出を求める等により、所管課において確認するよう努めてください。</p>	補助事業実績報告書の添付資料での確認に加えて、年1回は現場で台帳等を確認するなど人件費の根拠資料を確認します。
6	25	定期監査	意見	地域子育て支援拠点事業について	子ども未来部	子ども家庭支援センター・保育企画課共通	<p>地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）は、主におおむね3歳未満の児童及びその保護者を対象として、地域における子育て支援の交流、子育てに関する相談・援助等を行う子育て支援拠点（以下「支援拠点」という。）の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての負担感等を緩和し、もって子どもの健やかな育ちを促進することを目的としており、市内13箇所に支援拠点を設置しています。「すこやか」、「すくすく」について、平均利用親子組数が少ない理由及び対象経費の実支出額が多い理由について所管課に確認したところ、「保育所内で実施しており、園庭や室内ホールを利用できる時間も制限されていることから、平均利用親子組数が少なくなっている。また、当該施設は武庫川右岸・左岸の拠点施設として、他の支援拠点とノウハウを共有し、子育て支援の質の向上が図れるよう、専任の正規保育士を2人ずつ配置しているため、民間と比較し対象経費の実支出額が多くなっている。」旨の説明を受けましたが、平均利用親子組数が少ない状況を勘案すると、費用対効果の観点から現在の実施方法及び実施場所が適切であるか疑問が残ります。</p> <p>拠点事業全体の利用者数は平成27年度が63,084人、令和5年度が36,492人と、8年間で約42％減少しており、今後についても所管課は減少すると見込んでいます。</p> <p>市の財政状況は厳しい状況にあることから、地域ごとの利用実績及び今後の需要予測を踏まえ、事業の実施方法及び市内13箇所に支援拠点を設置する必要性について検討してください。</p>	令和7年3月に策定した宝塚市子ども計画 たからっ子「育み」プランにおいて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての負担感等を緩和し、もって子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、市内13箇所に拠点を設けています。 <p>子育て世帯にとって身近な場所に支援拠点が必要であると考えため、現時点では拠点数の変更等は検討しておりませんが、「すくすく」「すこやか」についても事業効果をより高められるよう、SNSの活用や、実施事業内容の見直し、利用者への積極的な声掛けを行うなど、新規利用者、リピーターの増加に取り組み、より多くの児童及び保護者に利用してもらえるよう努めます。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	26	定期監査	意見	障害児相談支援事業について	子ども未来部	子ども発達支援センター	<p>障害児相談支援事業は、障害(がい)のある児童が児童通所支援等の障害福祉サービスを受ける際、心身の状況や家庭環境等に応じた適切な障害福祉サービスの提供が受けられるよう、専門職である相談支援専門員が利用計画案を作成するものです。</p> <p>令和2年度定期監査において、新規面談の申込みから利用計画案作成まで3箇月から4箇月程度の期間を要しており、利用計画案の早期作成に向けた適切な実施体制の確保に努めるよう意見しました。今回、その後の取組について所管課に確認したところ、「令和3年度に市内7地区に設置された委託相談支援事業所に一部業務の移行を進め、移行により空いた枠で新規受入れを行い早期作成に努めた。」旨の説明がありましたが、令和6年度においても新規面談の申込みから実施まで2箇月から3箇月の待期間が発生している結果、利用計画案作成まで合計3箇月程度を要しています。</p> <p>令和2年度定期監査から4年が経過していますが、依然として利用計画案作成まで期間を要している状況です。本市と同様の形態で事務を行う他市においては、新規面談の申込みから実施までの待期間は1箇月程度や待期間なしとなっているとのことから、他市の業務フローや新規相談件数、相談員数等について本市の状況と比較分析し、課題を把握した上で、利用計画案の早期作成に努めてください。</p>	<p>引き続き小学校高学年以上の利用者の民間事業所への移行を進め、新規利用者の受け入れ枠を確保するとともに、他市や他の事業所の実施状況を調査・分析し、実施方法(面談内容や書類作成等)の効率化に向けた見直しを行っていきます。</p> <p>また、見直し内容については指導権限のある障害福祉課とも定期的に協議を行いながら検討していきます。</p>
6	27	定期監査	意見	備品管理について	子ども未来部	子ども発達支援センター	<p>子ども発達支援センターの備品台帳から5点抽出し現品確認を行ったところ、現品を確認できたのは1点のみで、他の4点については過去に廃棄済みであるにも関わらず、備品台帳上の棄却処理がされていませんでした。また、令和2年度定期監査で現品確認ができなかった3点について棄却処理をするよう指導していますが、令和6年12月時点においても棄却処理がされていません。</p> <p>宝塚市物品管理事務規則では、物品管理者はその管理する備品について毎年9月30日に現品と帳簿を照合し、現在高調査を行い、その結果を会計管理者を経て市長に報告しなければならないとされていますが、子ども発達支援センターは令和6年9月末の調査結果として、「全て備品マスタと保管備品と一致し不一致等は無し」と報告しており、現在高調査が適切に実施されていませんでした。</p> <p>備品は長期間継続して使用することができるものであり、現在高調査は備品の管理が適切に行われているか確認するために実施するものです。現在高調査の趣旨を再認識し、今後は適切に備品を管理するとともに、他に棄却漏れ等がないか早急に確認を行ってください。</p>	<p>重要物品については昨年12月末に再度調査し、物品管理者により1月上旬に棄却処理を行いました。棄却処理の漏れが発生しないように、備品廃棄の際に物品管理者まで報告が届くよう整理しました。また、旧の備品番号から新しい備品番号への引継ぎが正しくされておらず、備品の確認に時間を要していますが、全備品の確認を行っているところです。</p>
6	28	定期監査	意見	指定保育所に対する指導及び監督について	子ども未来部	保育企画課	<p>本市が指定する保育所(以下「指定保育所」という。)については、宝塚市指定保育所指定等に係る要綱(以下「指定等に係る要綱」という。)において、指定基準に定める条件(以下「指定基準」という。)に適合し、かつ、本市の保育需要の状況等から指定の必要を認めるときは、宝塚市指定保育所指定等審査会(以下「審査会」という。)に諮った上、指定することができるものとしており、指定保育所の指定を受けた者が指定基準及び国の認可外保育施設指導監督基準を遵守し、保育水準の維持向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的として、指導及び監督を行っています。</p> <p>ポポラー宝塚あくら園は調理員を1人以上配置することが指定基準となっていますが、令和6年度当初指定に向けた現地調査の際、調理員が配置されていませんでした。調理員がいつから未配置であったのか所管課は把握できておらず、未配置期間も長期間にわたるものでした。指定保育所は市が指定し、指定基準を遵守していることを前提としていることから、利用者は安心して利用しているものと考えます。指定基準を遵守できなくなった場合には指定保育所から所管課に報告させるとともに、期限を定めて指定基準を遵守することを求め、報告させるよう、指定等に係る要綱の改正を検討してください。</p> <p>また、指定基準を遵守できていない状況を把握しながら指定保育所の指定を継続した理由については、「法人で保育士として採用している職員を配置し、調理を行い、献立どおりの給食を提供していた。専任の調理員は配置できていないが、当該保育士を除いた場合においても児童に対する保育士等の配置基準を超える職員を配置していたことを確認しており、保育を実施する上で必要な人員数については確保されていた。審査会では、調理員を4月に採用予定であることや、保育の状況、保育需要などから総合的に判断し、調理員の未配置を指摘した上で指定を行うこととした。」旨の説明を受けましたが、指定基準を遵守していない状況を把握しながら、審査会において指定を継続したことについては疑問が残ります。</p> <p>指定の取消しをしなかった理由については、「ポポラー宝塚あくら園については、4月1日時点では調理員の配置に至らなかったが、以前から継続的に募集を行い配置に向けた努力をしつつ、認可外保育施設指導監督基準にのっとり献立どおりの給食を提供していた。調理業務を担当する保育士を除く他の保育士等の配置状況等から、保育内容に重大な過失や虚偽の申請等があったとまでは認められないため、取消しに該当するものではないと考えます。指定の取消しは利用者に与える影響が大きいためは一定理解しますが、保育水準の維持向上を図るため指定の取消しが必要となる場合もあることから、指定等に係る要綱第7条に該当すると認められる場合の基準について明確にするよう検討してください。</p>	<p>宝塚市指定保育所指定等に係る要綱第4条2「指導監督基準等の遵守」に、指導監督基準等を遵守できなくなった場合の報告と、報告を受けた場合は宝塚市指定保育所指定等審査会に諮ることを追加しました。(令和7年4月1日から適用)</p> <p>また、指定の取消しが必要となる場合の基準について、明確化することも検討していきます。</p> <p>今後も、利用者が安心して指定保育所を利用できるよう、施設に指定監督基準の順守を求めるとともに、適切に指定保育所の監督をしていきます。</p>

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	29	定期監査	意見	思春期ひろば事業について	子ども未来部	アフタースクール課	<p>思春期ひろば事業について、事業実施状況報告を確認したところ、実施方法が適切であるのか疑問に思われる内容がありました。</p> <p>まず、利用者の半数以上が市外からの利用となっていますが、市のひきこもり等支援事業として実施する以上は、原則として、市民を対象として実施すべきではないかと考えます。</p> <p>次に、利用者の主な年齢層は青少年年齢を大きく上回っており、事業名称からも違和感があります。青少年年齢のひきこもり等支援のニーズを的確に把握し、利用しやすい居場所づくりを進めるとともに、当事者等の支援につながるよう事業の周知に取り組んでください。</p> <p>また、地域社会における支援施策や自立促進への取組を行うことが仕様書に定められていますが、支援策の取組内容を見ると、支援策が検討されているのか疑問が残る内容となっていました。当事者等が安心して集うことのできる居場所が、社会とつながる第一歩として、ひきこもり等支援の機能を果たしていることは一定理解しますが、当事者一人ひとりが抱える課題の内容を把握し、きめ細かな支援が行えるよう関連機関とも連携することで、当事者等が孤立しないよう自立促進に向けた個別支援に取り組んでください。</p>	<p>居場所の利用者より「地元だと周りの目が気になる」という声があり、他市利用者が増えている状況にあります。今後は、既存の他市利用者を受け入れつつ、原則市民を対象とした事業になるよう実施方法を検討していきます。また、市民の利用を広げるため、市や委託先の社会福祉協議会が持つネットワークやひきこもり支援団体など関係機関を活用し、市民への事業周知や当事者への働きかけの促進に努めます。</p> <p>思春期ひろば事業の名称については、令和5年度よりひきこもり支援と分かりやすい「こもり広場」に名称変更しました。今回の監査の結果を受け、青年期のひきこもりの方に当該事業を周知するために、教育支援課の不登校支援のルートバルや関係機関とも連携を取り情報提供を行っていき、委託事業者に指導を行いました。また、利用者へのアンケートの実施等により、利用者のニーズを把握し、今後の事業の在り方について検討します。</p> <p>自立促進に向けた個別支援については、従前から相談者の情報を個別で管理し、定例会において市と事業者で支援方法について検討を行っています。今後は事業実施報告書内においても関連機関と連携した件数等について報告していただき、支援の実施内容を把握できるようにしていきます。</p>
6	31	財援等監査	意見	私立保育所における延長保育について	子ども未来部	保育事業課	<p>私立保育所においては、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育を実施する日の18時15分以降19時又は20時まで延長保育を実施しています。</p> <p>今回監査対象とした社会福祉法人萬年青友の会においても延長保育を実施していますが、令和5年度分の延長保育料が収納されていない事例（1件、23,400円）が判明しました。</p> <p>延長保育の実施に当たっては、保護者からの申請書の受領及び承諾の決定は保育所の施設長が行い、延長保育料の収納は保育事業課が行っていることから、延長保育対象者の確認方法について保育事業課に確認したところ、「各保育所の施設長が保護者からの申請に基づき延長保育の承諾の決定を行った後、宝塚市延長保育承諾通知書の写しを当課に送付し、それに基づき担当者がシステムへ入力する。また、登録漏れを防止するため、毎月各保育所に対して延長保育の登録者一覧を送付し、各保育所が把握している対象者と相違がないか確認を行っている。」旨の説明を受けましたが、当該事案においては確認作業が機能せず、登録及び収納漏れに至っています。</p> <p>また、私立保育所運営費助成金への影響については、「延長保育事業は登録人数区分に応じて助成金を交付しており、当該児童の登録があった場合でも登録人数区分に変更はないため、助成金額に影響はない。」旨の説明を受けましたが、登録漏れの人数等によっては、私立保育所運営費助成金の追加交付が必要になる場合があります。</p> <p>収納漏れとなっている延長保育料については、保護者に事情を説明し、納付していただくよう依頼することとありますが、同一法人関係で、令和6年度にも同様の事案が3件発生しています。延長保育の承諾の決定、延長保育料の収納が異なる機関で行われるという業務の性質を鑑みると、今後も同様の事案が発生する可能性があります。その影響は保護者や私立保育所運営費助成金等に及ぶことから、延長保育対象者の確認について改めて各保育所に周知徹底するとともに、データでのやり取りを検討する等、再発防止に努めてください。</p>	<p>今回指摘を受けて確認した結果、収納漏れがあったのは左記概要のとおり4件（令和5年度1件、令和6年度3件）でした。この4件の収納漏れとなっている延長保育料については、全てすでに納付を確認しています。</p> <p>また、延長保育対象者の確認方法については、改めて私立保育所園長会等の場を用いて各保育園に対して周知を行うとともに、データでのやり取りについて、キントーン等を活用した方法を検討していきます。</p>
6	32	財援等監査	意見	保育所地域活動事業について	子ども未来部	保育事業課	<p>保育所地域活動事業は、保育所が有する専門的機能を強化するとともに、地域住民のためにその機能を活用することによって、児童福祉の充実と併せて地域福祉の向上に資することを目的としており、宝塚市保育所地域活動事業実施要綱（以下「地域活動実施要綱」という。）の規定に基づき実施される地域活動事業に対して、1箇所当たり年額10万円を上限に助成しています。</p> <p>やまぼうし保育園の実績報告書を確認したところ、地域活動事業のうち、世代間交流等事業（以下「交流事業」という。）として餅つき大会を実施しており、参加者数は入所児童131人、その他0人と報告されています。なお、実施に当たり地域への広報はされていません。参加者が入所児童のみの餅つき大会を助成対象事業として認めた理由について所管課に確認したところ、「本イベントは民族歌舞団を招いて開催しており、当日は獅子舞の鑑賞等、餅つき大会以外の内容も含まれていたことから、民族歌舞団の団員との世代間交流があったものとして対象とした。」旨の説明を受けました。</p> <p>しかしながら、地域活動実施要綱において、交流事業の事業内容は「老人福祉施設・介護保健施設等への訪問、あるいはこれらの施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあいを推進するもの。」と規定されており、交流の対象者は地域住民等を想定しているものと考えられます。他市を拠点に活動している当該民族歌舞団との交流をもって世代間交流が行われたと判断し、対象事業として認めることには疑問が残ります。</p> <p>保育所地域活動事業の実施に当たっては、地域活動実施要綱の事業内容に沿った実施計画を立て実施するとともに、交流事業については地域の高齢者との世代間交流を推進するよう指導してください。</p>	<p>各保育園に対して私立保育所助成金交付申請書の提出を求める通知文の中に『「老人福祉施設訪問等世代交流」及び「郷土文化伝承活動」については地域のお年寄りの、「地域における異年齢児交流」については地域の児童の参加が必須です。また、地域住民の参加を呼びかけるためのチラシ掲示や配布等の周知を必ず行ってください。』という文言を追加するとともに、本事業の実施計画書の中にも各園が入力する欄の近くに、地域のお年寄りの参加が必須な旨追記し注意喚起を行います。また、保育事業課内部での確認の徹底を行います。</p>